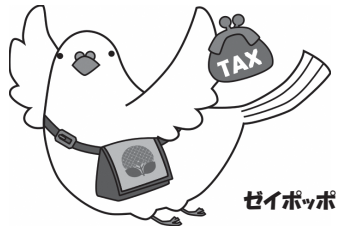


令和5年度 市民税・県民税

特別徴収事務の手引き



長 崎 市

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の取り扱い

- (1) 令和5年度の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」（以下「決定・変更通知書」という。）ほか書類一式をお送りしています。
- (2) 「決定・変更通知書(納税義務者用)」は、特別徴収義務者（事業主）を通じて各納税義務者（従業員）に交付することになっていますので、必ず納税義務者に交付してください。
- (3) 個人情報保護の観点から圧着して送付していますので、開封せずに圧着のまま特別徴収義務者から各納税義務者に交付してください。（本手引き P.3 参照）
- (4) すでに退職している従業員のかたなど、特別徴収の対象でないかたが「決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）に記入のうえ速やかにご提出ください。（本手引き P.11～13 参照）
- (5) 退職している従業員の「決定・変更通知書（納税義務者用）」につきましては、「異動届出書」と併せて市民税課へご返却ください。

目 次

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収事務について

1	特別徴収事務の流れ	P. 1
2	市民税・県民税の納税義務者等	P. 2
3	市民税・県民税の特別徴収	P. 2
4	給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収事務	P. 3～P. 7
5	退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収	P. 8～P. 10
6	異動に関する諸手続き（記入例）	
	（1）退職や休職した場合	P. 11
	（2）転勤（転職）により特別徴収を継続する場合	P. 12
	（3）退職の際に当該年度の残りの税額を一括徴収する場合	P. 13
	（4）年度途中で特別徴収に切り替える場合	P. 14
	（5）指定番号と問い合わせ番号の記載場所	P. 15
7	各種様式	P. 16
	（1）給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	P. 17
	（2）市民税・県民税特別徴収への切替届出書	P. 18
	（3）特別徴収義務者の所在地・名称の変更届出書	P. 19
	（4）ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	P. 20
8	よくある質問	P. 22～P. 23
9	納入機関	P. 24

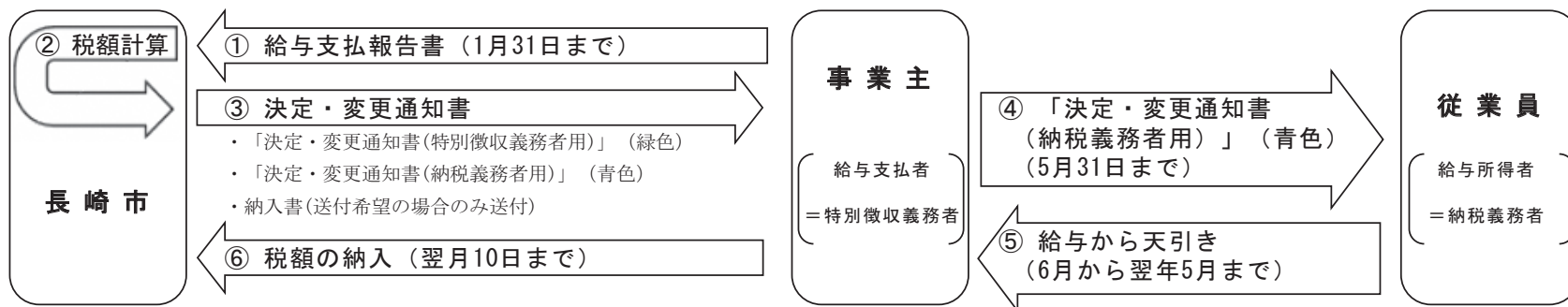
特別徴収事務についてのお問い合わせ先
長崎市役所 市民税課 個人課税1～3係
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（3階）
電話（代表） 095（822）8888
市民税課直通 095（829）1427

※お問い合わせの際には必ず貴事業所の指定番号（P. 15 参照）を最初にお知らせください。

1 特別徴収事務の流れ

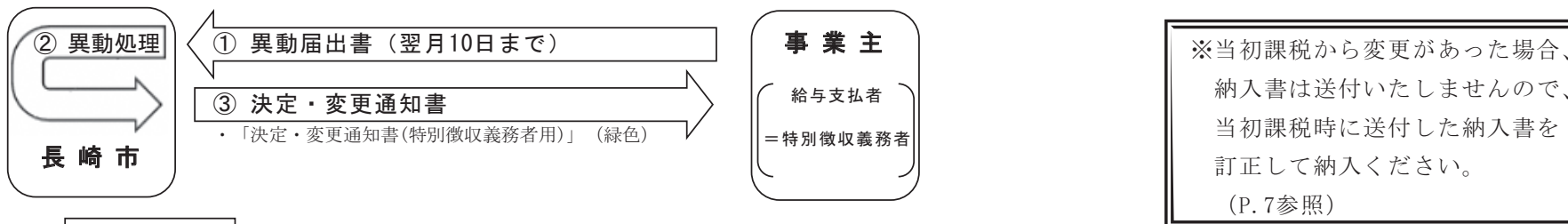
(1) 給与を支払った場合 ⇒ 給与支払報告書の提出

※例年11月頃に提出のご案内を送付します。



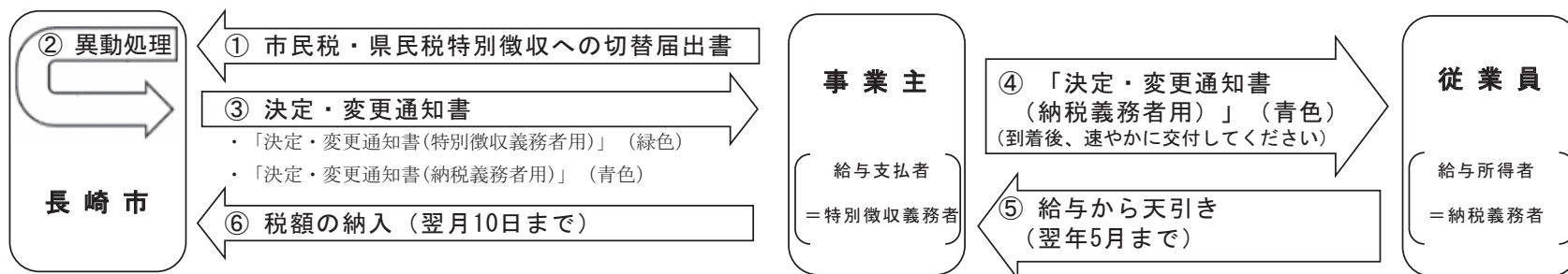
(2) 納税義務者(従業員)が退職・転勤(転職)した場合 ⇒ 給与支払報告書特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出(翌月10日まで)

※(P. 11~13及びP. 17参照) 転勤(転職)先の事業所に特別徴収を引き継ぐ場合は、新しい勤務先に必ず連絡をしてください。



(3) 雇用した場合 ⇒ 市民税・県民税特別徴収への切替届出書の提出

※(P. 14及びP. 18参照) 納期が経過した税額は特別徴収への切り替えはできません。



2 市民税・県民税の納税義務者等

(1) 課税対象となるかた（納税義務者）

令和5年1月1日現在において、長崎市に住所を有するかたで、前年中に所得のあったかた。

※納税義務者には所得額に応じた所得割と、5,500円（市民税3,500円、県民税2,000円）の均等割が課税されます。

(2) 課税されないかた

① 生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた。

② 本人が障害者、未成年者（平成17年1月3日以降生まれ）、寡婦又はひとり親で令和4年1月1日から12月31日まで（以下「令和4年中」という。）の合計所得金額が135万円以下のかた。

③ 令和4年中の合計所得金額が長崎市税条例で定める金額以下のかた。

3 市民税・県民税の特別徴収

(1) 特別徴収とは

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が特別徴収義務者として毎月の給与を従業員（給与所得者）に支払う際に、市民税・県民税を月々差し引いて、各従業員の住所地の市町に納入する制度です。

(2) 特別徴収の範囲

令和4年中に給与所得があり、かつ、令和5年4月1日現在において給与の支払を受けているかたに対しては、特別徴収の方法により、市民税・県民税を令和5年6月から令和6年5月まで毎月給与の支払をする際に徴収することになっています。

ただし、納税義務者本人から給与所得以外の所得に係る所得割額を個人で納める方法（普通徴収）により徴収されたい旨の申出があれば、給与からの特別徴収に含みません。また、65歳以上のかたの公的年金等の所得に係る市民税・県民税についても、普通徴収又は公的年金からの特別徴収の方法により徴収されるため、給与からの特別徴収に含みません。

(3) 特別徴収義務者の指定

4月1日現在で市民税・県民税の納税義務者に対して給与の支払をしている事業主（給与支払者）で、所得税法の規定によって所得税を源泉徴収して納付する義務のある事業主（給与支払者）は、地方税法第41条及び第321条の4第1項及び長崎市税条例第28条の3の規定により特別徴収義務者として指定されます。

(4) 指定番号とは

同封の決定・変更通知書等に記載された「指定番号」は、貴事業所に付番されたものです。特別徴収事務関係書類の提出や電話照会の際には必ず貴事業所の「指定番号」をお知らせください。（P.15参照）

4 給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収事務

(1) 給与からの特別徴収税額の徴収

① 決定・変更通知書等の確認

特別徴収の関係書類一式を受け取られたら内容をご確認ください。

同封の決定・変更通知書のうち特別徴収義務者用（緑色）は、貴事業所の控えとして大切に保管してください。納税義務者用（青色）は、開封せずに圧着のまま各納税義務者に交付してください。（次ページ参照）

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（緑色）

各月の納付額等（従業員の月割額の合計額等）を記載しています。最新の通知書で納付額を確認してください。

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

長 崎 市

月割額	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分				12月分		
7月分				1月分		
8月分				2月分		
9月分				3月分		
10月分				4月分		
11月分				5月分		
(備考)						

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに長崎市税条例第28条の3第1項の規定によって、令和5年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

長 崎 市 長 市長公印

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住所				氏名		個人番号		変更月		月								

各納税義務者の月割額を記載しておりますので、6月から翌年5月まで、各月の給与を支払う際に徴収してください。なお、月割額は毎月同額とは限りませんのでご注意ください。特に「6月分」と「7月分」では多くのかたの月割額が異なります。また、税額の充当等により8月分以降でも変更となっている場合があります。徴収に当たっては、月割額の確認をお願いします。

② 納税義務者（従業員）への決定・変更通知書の交付

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」（青色）

個人情報保護の観点から通知書を圧着していますので、開封せずに圧着したまま各納税義務者に交付してください。なお、1 ページにつき 3 名分となっていますので、ミシン目に沿って切り離してから交付してください。

③ 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に、各納税義務者の税額に変更があった場合は「決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（緑色）及び「決定・変更通知書（納税義務者用）」（青色）を送付します。

【注意点】

- ・ 特別徴収税額が変更になった場合、納入書の再発行は行っていませんので、納入書の金額を訂正してご使用ください。（訂正方法は P. 7 「④ 納入書の記入方法」参照）
- ・ 税額の内容については、納税義務者本人以外にお答えすることはできません。税額の内容がご不明な場合は、納税義務者本人が直接「決定・変更通知書（納税義務者用）」をお手元にご準備のうえ、市民税課（直通Tel 095-829-1427）までお問い合わせいただくようお願いいたします。

(2) 納入方法・納入場所及び納期限

① 納入方法・納入場所

ア 「金融機関等」での納入

- ・各納税義務者から月割額を徴収し、合計額を確認のうえ収納代理金融機関及び収納窓口で納入してください。
(納入できる金融機関等は P. 24 及び納入書の裏面に記載しています。)
- ・九州外及び沖縄県のゆうちょ銀行または郵便局で納入される場合は、P. 20 の「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」に必要事項を記入し、利用するゆうちょ銀行または郵便局にご提出ください。
- ・特別徴収は通常の口座振替はできません。

イ 「地方税共通納税システム」による納入

- ・eLTAX (※1) を利用して、自宅やオフィスから、1 度の手続きで全ての地方公共団体に電子納税 (※2) ができます。
※1 eLTAX (エルタックス) : 全国の地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する「地方税ポータルシステム」の呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
※2 電子納税 : 納税者がインターネット等を利用して国や地方公共団体への納税手続きを電子的に行うこと。
- ・eLTAX 内の「納税の手続き」にて指定番号を入力する欄に、長崎市が指定しております「特別徴収義務者指定番号」を必ずご入力ください。

<地方税共通納税システムの利用方法・届出等>

- ・eLTAX ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 : <https://eltax.custhelp.com/>



「地方税共通納税システム」のメリット

- ・全ての地方公共団体へ一括して電子納税ができます。
- ・申告から納税まで一連の手順で行えます。
- ・ダイレクト納付ができます。(事前に登録した金融機関口座から、口座振替により直接納税する方式です。)
- ・金融機関窓口へ行く必要がありません。
- ・長崎市が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。

※注意点

- ・領収済通知書は発行されません。eLTAX の画面上で納税済みの確認を行います。領収済通知書が必要な場合は、従来どおり、納入書にて金融機関で納入してください。
- ・1 つの事業所で、組織内で部署や雇用形態ごとに複数の指定番号で特別徴収を行っている場合は、1 つの指定番号につき 1 つの eLTAX 利用者 ID を取得してご利用ください。

② 納期限

各月割額の納期限は、月割額を徴収すべき月の翌月 10 日（例えば 6 月分は 7 月 10 日）です。ただし、10 日が土曜、日曜または祝日に該当するときは、これらの翌営業日が納期限となります。

納期限までに納入しなかった場合は督促状が発送されます。督促状 1 通につき 70 円の督促手数料を加算して納めなければなりません。

また、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、また、税額が 2,000 円未満のときはその全額を切り捨てます。）に年 14.6%以内（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%以内）の割合で延滞金が増算されます。

なお、督促状に係る税金を完納しないときには、滞納処分を受けることになります。

③ 納期の特例

給与の支払を受ける者が常時 10 人未満の特別徴収義務者は、給与から徴収した市民税・県民税を半年分まとめて納入する「納期の特例」という制度があります。納期の特例により納入を行う場合は、市民税・県民税を納入すべき市町に「納期の特例承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

この特例を受けると、6 月から 11 月まで徴収した市民税・県民税は 12 月 10 日、12 月から 5 月まで徴収した市民税・県民税は 6 月 10 日が納期限となります。

なお、納期の特例適用後、給与の支払を受ける者が常時 10 人以上となった場合は、「解除の届出（納期の特例の要件を欠いた旨の届出書）」をしていただく必要があります。

※納期の特例に関する届出書が必要な場合は市民税課へご請求いただくか、長崎市のホームページからダウンロードしてご用意ください。

アドレス <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p009367.html#noukinotokurei>



④ 納入書の記入方法

納入書は、令和5年度課税分として令和5年6月分から令和6年5月分までの1年分と、予備の白紙の納入書2枚を同封しています。

納入の際は、該当月分の納入書をご使用ください。なお、税額更正に伴う月割額の変更や従業員の増減により、納入金額が変わる場合は以下の記入例を参照し、納入書を黒のペンで訂正のうえご使用ください。(原則として納入書の再発行はしていませんが、汚損・紛失等の場合は市民税課(直通TEL 095-829-1427)までご連絡ください。)なお、退職所得分の税額を同時に納入する場合はP.10をご参照ください。

<納入金額が変わった場合>

<p>長崎県 長崎市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 領収証書</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>令和5年9月分 指定番号 71234567000 納入金額(1) 100,000</p> <p>納付すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収) 2000000 退職所得分 納入金額 延滞金 督促手数料</p> <p>合計額 2000000</p> <p>納期限 令和5年10月10日</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 桜町□□有限公司</p>	<p>長崎県 長崎市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 納入書</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>令和5年9月分 指定番号 71234567000 納入金額(1) 100,000</p> <p>納付すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収) 2000000 退職所得分 納入金額 延滞金 督促手数料</p> <p>合計額 2000000</p> <p>納期限 令和5年10月10日</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 桜町□□有限公司</p>	<p>長崎県 長崎市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 納入済通知書</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>令和5年9月分 指定番号 71234567000 納入金額(1) 100,000</p> <p>納付すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収) 2000000 退職所得分 納入金額 延滞金 督促手数料</p> <p>合計額 2000000</p> <p>納期限 令和5年10月10日</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 桜町□□有限公司</p>
---	--	---

金額を二重線で抹消してください。(訂正印不要。変更後の合計額を書く必要はありません。)

給与分の納入金額及び合計額を記入してください。
※一括徴収分は給与分を含めます。
※ここは機械で読み取るため修正不可。金額を書き誤った場合は予備の納入書を使用してください。

<予備の納入書を使用する場合>

納入年・月分を記入してください。

<p>長崎県 長崎市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 領収証書</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>令和5年9月分 指定番号 71234567000 納入金額(1)</p> <p>納付すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収) 2000000 退職所得分 納入金額 延滞金 督促手数料</p> <p>合計額 2000000</p> <p>納期限 令和 年 月 日</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 桜町□□有限公司</p>	<p>長崎県 長崎市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 納入書</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>令和5年9月分 指定番号 71234567000 納入金額(1)</p> <p>納付すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収) 2000000 退職所得分 納入金額 延滞金 督促手数料</p> <p>合計額 2000000</p> <p>納期限 令和 年 月 日</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 桜町□□有限公司</p>	<p>長崎県 長崎市 個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 納入済通知書</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>令和5年9月分 指定番号 71234567000 納入金額(1)</p> <p>納付すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>給与分(一括徴収) 2000000 退職所得分 納入金額 延滞金 督促手数料</p> <p>合計額 2000000</p> <p>納期限 令和 年 月 日</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 桜町□□有限公司</p>
--	---	--

注意点

- 訂正の際は、すべての月分をまとめて訂正するのではなく、納入ごとに最新の通知書を確認し、納入する月分のみを訂正してください。(今後の税額更正等もあります。)
- 「給与分」と「退職所得分」を間違えないようご注意ください。
- 金額の前に¥は入れないでください。

5 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

(1) 徴収方法

退職所得に係る市民税・県民税は、市役所からの通知によらず、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）がその支払いを行うときに、退職手当等の金額に応じて税額を計算し、支払金額からその税額を徴収して納入していただきます。

なお、本人死亡の場合、そのかたの相続人等に支給される退職手当等は所得税及び住民税所得割の課税の対象となりません。

(2) 税額の算出方法

税額を算出する際は、退職所得を計算し、退職所得の金額に市民税 6%と県民税 4%を適用して計算します。

なお、令和4年1月1日支払分から役員等以外の者としての勤続年数が5年以下のかたの退職所得の金額（短期退職手当等）の計算方法が改正されました。（②ウ）※退職手当等に係る勤務期間に役員等勤続期間がある場合には、「役員等以外の者として勤務した期間」にその役員等勤続期間を含みます。

※ 短期退職手当等の所得計算方法についての詳細は国税庁の「短期退職手当等のQ&A」をご確認ください。

短期退職手当等のQ&A https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf



※ 長崎市のホームページ上で自動計算ができます。

退職所得に係る特別徴収について <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p023712.html>



① 退職所得控除額を計算する。（次ページに速算表あり）

勤続年数	20 年以下の場合	20 年を超える場合
退職所得控除額	40 万円×勤続年数	800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）

※障害者になったことにより退職した場合には、上記退職所得控除額に 100 万円を加算します。

※勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、1 年に切り上げます。

② 退職所得を計算する。

ア 下記 イ、ウ 以外のかたの退職所得の金額 [次ページ計算例 1]

（収入金額－退職所得控除額）× 1/2 （1,000 円未満の端数切捨）

イ 役員等としての勤続年数が 5 年以下のかたに対する退職所得のうち、役員等勤続年数に対応する退職所得の金額

収入金額－退職所得控除額 （1,000 円未満の端数切捨）

ウ 役員等以外の者としての勤続年数が 5 年以下のかたの退職所得の金額（短期退職手当等） [次ページ計算例 2]

a 収入金額から退職所得控除額 (①) を控除した残額が 300 万円以下

（収入金額－退職所得控除額）× 1/2

b 収入金額から退職所得控除額 (①) を控除した残額が 300 万円超

150 万円+{収入金額－（300 万円+退職所得控除額）}

③ 退職所得に税率を適用し、税額を計算する。

退職所得の金額 × 市民税 6% = 市民税額（100 円未満切捨）
 県民税 4% = 県民税額（100 円未満切捨）

(3) 退職所得控除額表

勤続 年数	退職所得控除額		勤続 年数	退職所得控除額		勤続 年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	800,000円	1,800,000円	16年	6,400,000円	7,400,000円	30年	15,000,000円	16,000,000円
3年	1,200,000	2,200,000	17	6,800,000	7,800,000	31	15,700,000	16,700,000
4	1,600,000	2,600,000	18	7,200,000	8,200,000	32	16,400,000	17,400,000
5	2,000,000	3,000,000	19	7,600,000	8,600,000	33	17,100,000	18,100,000
6	2,400,000	3,400,000	20	8,000,000	9,000,000	34	17,800,000	18,800,000
7	2,800,000	3,800,000	21	8,700,000	9,700,000	35	18,500,000	19,500,000
8	3,200,000	4,200,000	22	9,400,000	10,400,000	36	19,200,000	20,200,000
9	3,600,000	4,600,000	23	10,100,000	11,100,000	37	19,900,000	20,900,000
10	4,000,000	5,000,000	24	10,800,000	11,800,000	38	20,600,000	21,600,000
11	4,400,000	5,400,000	25	11,500,000	12,500,000	39	21,300,000	22,300,000
12	4,800,000	5,800,000	26	12,200,000	13,200,000	40	22,000,000	23,000,000
13	5,200,000	6,200,000	27	12,900,000	13,900,000	41年以上	22,000,000円に、勤続 年数が40年を超える 1年ごとに700,000円 を加算した金額	23,000,000円に、勤続 年数が40年を超える 1年ごとに700,000円 を加算した金額
14	5,600,000	6,600,000	28	13,600,000	14,600,000			
15	6,000,000	7,000,000	29	14,300,000	15,300,000			

※退職所得控除額を求めるには、勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合は「退職所得控除額」の左の欄に、障害退職の場合は右の欄による。勤続期間1年未満の端数が生じたときは、これを1年として勤続年数を計算する。

【計算例1】勤続年数25年、退職手当1,422万円の所得割額の算出

- ・退職所得控除額=800万円+70万円×(25-20)=1,150万円
- ・退職所得=(1,422万円-1,150万円)×1/2=136万円
(1,000円未満切捨)
- ・市民税額=136万円×6%=81,600円(100円未満切捨)
- ・県民税額=136万円×4%=54,400円(100円未満切捨)

【計算例2】勤続年数3年、退職手当450万円の所得割額の算出

- ・退職所得控除額=40万円×3年=120万円
- ・退職所得=150万円+{450万円-(300万円+120万円)}=180万円
(1,000円未満切捨)
- ・市民税額=180万円×6%=108,000円(100円未満切捨)
- ・県民税額=180万円×4%=72,000円(100円未満切捨)

(4) 納入方法・納入場所及び納期限

納入方法・納入場所についてはP.5の①と同様です。徴収した月の翌月10日までに納入してください。

<退職分の税額を同時に納入するとき>

<p>長崎県 長崎市 個人市民税 (特別徴収) 領収証書②</p> <p>市区町村コード 口産番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>指定番号 個人番号 71234567000 200,000</p> <p>令和5年9月分 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>納期限 令和5年10月10日</p> <p>給与分 2000000 退職所得分 500000 延滞金 納税手数料 合計額 2500000</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 又は 名称 桜町□□有限公司 様</p> <p>上記のとおり領収しました。(納入者保管)</p>	<p>長崎県 長崎市 個人市民税 (特別徴収) 納入書③</p> <p>市区町村コード 口産番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>指定番号 個人番号 71234567000 200,000</p> <p>令和5年9月分 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>納期限 令和5年10月10日</p> <p>給与分 2000000 退職所得分 500000 延滞金 納税手数料 合計額 2500000</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 又は 名称 桜町□□有限公司</p> <p>上記のとおり納入します。(金融機関保管)</p>	<p>長崎県 長崎市 個人市民税 (特別徴収) 納入済通知書④</p> <p>市区町村コード 口産番号 加入者名 422011 01710-9-961727 長崎市</p> <p>指定番号 個人番号 71234567000 200,000</p> <p>令和5年9月分 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入する金額を納入金額(2)の欄(合計額も含む)に記入してください。</p> <p>納期限 令和5年10月10日</p> <p>給与分 2000000 退職所得分 500000 延滞金 納税手数料 合計額 2500000</p> <p>(特別徴収義務者) 住所 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名 又は 名称 桜町□□有限公司 様納</p> <p>上記の金額を領収しましたので通知いたします。受付店(局)→取りまとめ店(長崎市)保管</p>
--	---	---

金額を二重線で抹消してください。(訂正印不要。変更後の合計額を書く必要はありません。)

給与分、退職所得分の納入金額及び合計額を記入してください。※一括徴収分は給与分に含めます。※ここは機械で読み取るため修正不可。金額を書き誤った場合は準備の納入書を使用してください。

法人事業所は、裏面の「退職所得分市民税県民税納入申告書」(法人事業所用)にもご記入ください。個人事業主のかたは、納入済通知書裏面は使用せず、「退職所得分市民税県民税納入申告書」(個人事業主用)を記入のうえ送付してください。なお、「退職所得分市民税県民税納入申告書」は市民税課(直通TEL 095-829-1427)にご請求いただくか、長崎市のホームページからダウンロードしてご用意ください。

アドレス <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p009367.html#taishoku>

【注意点】
・「給与分」と「退職所得分」を間違えないようご注意ください。
・金額の前に¥は入れないでください。

裏面

<p>退職所得分 市民税 県民税 納入申告書</p> <p>(あて先) 長崎市長 令和5年10月10日 提出</p> <p>令和5年9月分 人員 1</p> <p>退職手当等支払金額 500000</p> <p>特別徴収税額 市民税 300000 県民税 200000</p> <p>地方税法第50条の5及び第328条の3第2項の規定に基づき提出のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。</p> <p>(特別徴収義務者) 住所又は 〒850-0874 所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名又は 名称 桜町□□有限公司</p>	<p>←納入申告書について</p> <p>1 この申告書は、退職所得に対する市民税・県民税を納入する際に使用する申告書です。退職手当等の支払があった月のみ記入してください。</p> <p>2 納入申告書の各欄は、次により記入してください。 (1)「年・月分」…徴収した年・月を記入してください。 (2)「人員」…退職所得の分離課税に係る所得割を納入する人の数を記入してください。 (3)「退職手当等支払金額」…人員欄に記載された人に対して支給した退職手当等の金額を記入してください。 (4)「特別徴収税額」…算出した市民税・県民税額をそれぞれ記入してください。 (5)「法人番号」…貴事業所の法人番号(13桁)を記入してください。 (個人事業主の方は市民税課に「退職所得分市民税県民税納入申告書」を別途請求してください。)</p>	<p>表記の「納入済通知書」は直接機械に読み取らせませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。</p> <p>(標準字体) 0123456789</p> <p>納入方法 本書により下記の納入場所にて納期限内に納めてください。下記以外のゆうちょ銀行または郵便局をご利用の方は「特別徴収事務の手引き」のP24に記載している「9. 納入機関」をご参照ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>銀行</td> <td>十八親和・長崎・西日本シティ・三菱UFJ</td> </tr> <tr> <td>金庫</td> <td>佐賀・肥後・福岡・北九州</td> </tr> <tr> <td>信用組合</td> <td>九州ひぜん信用・たちばな信用・九州労働</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>長崎三豊・近畿産業</td> </tr> <tr> <td>漁協</td> <td>長崎西彼</td> </tr> <tr> <td>池田</td> <td>JFマリンバンク九州信濃池(長崎県内店舗に限定する)</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>沖縄県を除く九州内のゆうちょ銀行・沖縄県を除く九州内の郵便局</td> </tr> <tr> <td>長崎市役所</td> <td>収納課・特別納付整理室・各地域センター・各地区事務所・各事務所 ※中央地域センター(1階)は納期限内のみ取扱となります。</td> </tr> </table>	銀行	十八親和・長崎・西日本シティ・三菱UFJ	金庫	佐賀・肥後・福岡・北九州	信用組合	九州ひぜん信用・たちばな信用・九州労働	農協	長崎三豊・近畿産業	漁協	長崎西彼	池田	JFマリンバンク九州信濃池(長崎県内店舗に限定する)	ゆうちょ銀行	沖縄県を除く九州内のゆうちょ銀行・沖縄県を除く九州内の郵便局	長崎市役所	収納課・特別納付整理室・各地域センター・各地区事務所・各事務所 ※中央地域センター(1階)は納期限内のみ取扱となります。
銀行	十八親和・長崎・西日本シティ・三菱UFJ																	
金庫	佐賀・肥後・福岡・北九州																	
信用組合	九州ひぜん信用・たちばな信用・九州労働																	
農協	長崎三豊・近畿産業																	
漁協	長崎西彼																	
池田	JFマリンバンク九州信濃池(長崎県内店舗に限定する)																	
ゆうちょ銀行	沖縄県を除く九州内のゆうちょ銀行・沖縄県を除く九州内の郵便局																	
長崎市役所	収納課・特別納付整理室・各地域センター・各地区事務所・各事務所 ※中央地域センター(1階)は納期限内のみ取扱となります。																	

徴収した年・月、人数を記入してください。また、徴収した人に対して支給した退職手当等の金額、算出した市民税・県民税額をそれぞれ記入してください。

6 異動に関する諸手続き（記入例）

退職や休職等の理由で給与の支払いを行わないことになった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「異動届出書」により届け出る必要があります。「異動届出書」の提出が遅れると普通徴収への異動処理が遅れ、納税義務者が一度に多額の市民税・県民税の納付義務を負うことになる恐れがありますので速やかにご提出ください。

また、年度途中に新たに従業員を雇用した場合は「市民税・県民税特別徴収への切替届出書」を提出してください。

(1) 退職や休職した場合（様式 P.17）

退職や休職により給与天引きができなくなる場合にご提出ください。なお、翌年1月1日から4月30日の退職や休職については、一括徴収することが義務づけられています。（P.13 注意点参照）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

		年度			
		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
長崎市長 様 令和5年10月4日提出	所在地	〒850-0874 長崎市魚の町4番1号		特別徴収義務者 指定番号	71234567000
	フリガナ	サクラマチ■ユウゲンガイシャ		宛名番号	
	氏名又は名称	桜町■有限公司		担連 当絡 者先	所属 氏名 電話
	個人番号 又は法人番号	1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 1		人事部 長崎 良子 095-8△△-1111内線 ()	
フリガナ	サクラマチ 太郎		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	桜町 太郎		異動年月日	1. 退職・長期欠 2. 休職・長期欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 支合併・解散 6. 合 7. その他 [事由・理由]	3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	昭和48年1月16日		異動年月日	5 年 9 月 30 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3		特別徴収税額 (年税額)	116,900 円	39,300 円
受給者番号			徴収済額	77,600 円	
1月1日 現在の住所	長崎市尾上町1番地		異動の事由	1. 退職・長期欠 2. 休職・長期欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 支合併・解散 6. 合 7. その他 [事由・理由]	3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の 住所			特別徴収税額 (年税額)	116,900 円	39,300 円
徴収済の月は 必ず記入して ください。			徴収済額	77,600 円	
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地			担当者 連絡先	所属 氏名	受給者番号
フリガナ			電話	内線 ()	
氏名又は名称			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄		

第十八号様式
(第十条関係)

P.15「指定番号記載場所」を確認して必ず記入してください。

徴収方法の番号を記入してください。

(2) 転勤（転職）により特別徴収を継続する場合（様式 P. 17）

退職等の後、次の事業所で特別徴収をすることが決まっているときは転勤として届けることができます。その場合は次の事業所の特別徴収の担当者と内容を確認し、「異動届出書」の「1 欄」を記入のうえ、ご提出ください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

長崎市長 様 令和5年10月4日提出		所在地 〒850-0874 長崎市魚の町4番1号	特別徴収義務者 指定番号 71234567000	年度 1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
フリガナ サクラマチ		氏名又は名称 桜町 株式会社	宛名番号	担連 当絡 者先	所属 氏名 人事部 長崎 良子	電話 095-8△△-1111内線 ()
フリガナ サクラマチ 太郎	氏名 桜町 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由
生年月日 昭和48年1月16日	個人番号 1 1 1 2 2 2 3 3 3	6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	5 年 9 月 30 日	2 1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 理由	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
受給者番号	1月1日現在の住所 長崎市尾上町1番地	116,900 円	39,300 円	77,600 円	9 月 30 日	

第十八号様式
(第十条関係)

P.15「指定番号記載場所」を確認して必ず記入してください。

徴収済の月は必ず記入してください。

II. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 76543210001	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 1 2 3	新しい勤務先へは、月割額 9,700 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒850-0031 長崎市桜町6番3号	フリガナ サクラマチ	氏名又は名称 株式会社長崎 商事	所属 氏名 総務課 桜町 花子	受給者番号
担当者連絡先	電話 095-8△△-9999内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要	

徴収方法の該当番号「特別徴収継続」の場合は1欄を必ず記入してください。

理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	---------------	--------------------------	--

理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--	---------

(3) 退職の際に当該年度の残りの税額を一括徴収する場合 (様式 P. 17)

その年度の特別徴収できなくなる税額は、納税義務者が希望する場合や、翌年1月1日から4月30日までに退職等をする場合は、最後の給与、退職手当等から天引きして納入 (一括徴収) してください。その場合は、「異動届出書」の「2 欄」を記入のうえ、ご提出ください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

長崎市長 様 令和6年 3月1日提出		所在地 〒850-0874 長崎市魚の町4番1号	特別徴収義務者 指定番号 71234567000	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
フリガナ サクラマチ 太郎		フリガナ サクラマチ ■ ■ ユウゲンガイシャ	宛名番号	所属 人事部			
氏名又は名称 桜町 ■ ■ 有限会社		氏名又は名称 桜町 ■ ■ 有限会社	担連 当絡 者先	氏名 長崎 良子			
個人番号 又は法人番号 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰め記載	電話 095-8△△-1111内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ サクラマチ 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 116,900 円	(イ) 徴収済額 87,800 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 29,100 円	異 動 年 月 日 6 年 2 月 28 日	異 動 の 事 由 1. 退職・長 2. 職 3. 欠 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ [事由・理由]	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名 桜町 太郎						
	生年月日 昭和48年1月16日						
	個人番号 1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 3						
受給者番号	6 月から 3 月から	2 月まで 5 月まで					
1月1日 現在の住所 長崎市尾上町1番地							
異動後の 住所							

新 規 特 別 徴 収 義 務 者	特別徴収義務者 指定番号 〒	法人番号 新規	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地 〒	担当者 連絡先 所属 氏名 電話 内線 ()	
	フリガナ		受給者番号
	氏名又は名称		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

理 由	2	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 2 月 20 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 29,100 円	左記の一括徴収した税額は、 2 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため			

第十八号様式 (第十条関係)

P.15「指定番号記載場所」を確認して必ず記入してください。

徴収済の月は必ず記入してください。

徴収方法の該当番号2「一括徴収」の場合は2欄を必ず記入してください。

[注意点]

- ・ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合は特別徴収できなくなる税額は給与又は退職手当等から一括徴収することが義務づけられています。(ただし、一括徴収すべき金額が給与等の金額を超える場合はこの限りではありません。)
- ・ 死亡退職の場合の残りの税額は一括徴収ではなく普通徴収となります。

(4) 年度途中で特別徴収に切り替える場合 (様式 P.18)

年度途中で新たに従業員を雇用し、普通徴収で課税されているかたが特別徴収を希望される場合にご提出ください。

令和 5 年度 市民税・県民税特別徴収への切替届出書

		指定番号		7	1	2	3	4	5	6	7	0	0	0				
(あて先)	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	長崎市魚の町4番1号			担当者	所属	人事部										
長崎市 市長		名称	桜町□□ 有限会社				氏名	長崎 良子										
令和 5 年 7 月 28 日 提出		代表者の職氏名	長崎 義男				電話	095-8△△-1111										
		法人番号	101010101010101															
下記の納税者から、令和 5 年度 市民税・県民税の未納税額を当事業所で特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があったので、下記のとおり申し出ます。																		
納税者	問い合わせ番号	12345678			左記の者について 普通徴収の 2 期分から 4 期分まで (87,600 円) を 当事業所で 8 月分より特別徴収します。 (9 月 11 日納入分) (備考)													
	フリガナ	サクラマチ タロウ																
	氏名	桜町 太郎																
	生年月日	明	大	48										年	1	月	16	日
	旧住所 (1月1日現在の住所)	桜町1番地																
	現住所	桜町1番地																
受給者番号	9876-5																	

普通徴収の納付書が納税者に届いている場合はP.15「問い合わせ番号記載場所」を確認して記入してください。

P.15「指定番号記載場所」を確認して必ず記入してください。

○ 電子申告 (eLETAX) により提出することもできます。用紙はコピーしてご使用ください。

- **太枠内は、必ずご記入ください。**
- 納期が経過した税額、65歳以上のかたの公的年金等に係る税額は、特別徴収への切り替えができません。納税者本人が納付書で納付してください。
- ※ 問い合わせ番号は、納税者本人あての市民税・県民税税額決定納税通知書または市・県民税 納税通知書兼税額決定・変更通知書または領収済通知書に記載されています。(P.15参照)
- ※ 受給者番号とは、貴事業所で附番される番号です。空欄の場合は受給者番号なしで登録します。

特別徴収(天引き)に切り替えられる普通徴収の期別	提出期限
第1期～第4期	6月末まで
第2期～第4期	8月末まで
第3期～第4期	10月末まで
第4期	1月末まで

(5) 指定番号と問い合わせ番号の記載場所

<指定番号の記載場所>

[決定・変更通知書]

指定番号記載場所

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

特別徴収税額		課税	
月割額	人数	納付額	月割額
6月分			12月分
7月分			1月分
8月分			2月分
9月分			3月分
10月分			4月分
11月分			5月分
(備考)			

指定番号	71234567000	宛番号		市町村コード		受給者番号		特別徴収税額	
住所		氏名		個人番号					

[納入書]

長崎県 長崎市 個人市民税 (特別徴収) 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
422011	01710-9-961727	長崎市
令和 年 月分	指定番号	納入金額(1)
	71234567000	円

長崎県 長崎市 個人市民税 (特別徴収) 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
422011	01710-9-961727	長崎市
令和 年 月分	指定番号	納入金額(1)
	71234567000	円

<問い合わせ番号の記載場所>

[市民税・県民税税額決定納税通知書]

問い合わせ番号記載場所

[市・県民税納税通知書兼税額決定・変更通知書]

年度 市民税・県民税 税額決定 通知書

納税者 住所・氏名

年月日

長崎市長 市長公印

下記のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

年税額 (①+②+③)	円
① 給与から特別徴収される税額	円
② 公的年金から特別徴収される税額	円
③ 普通徴収により徴収する税額	円
④ 所得額から控除することができなかった配当金又は株式等譲渡所得割額の控除額	円
⑤ 充 当 額 (※1)	円

賦課地

問い合わせ番号 12345678

通知番号

年度市・県民税 納税通知書 兼 税額 決定・変更 通知書

下記の理由で税額を決定・変更したので通知します。

長崎市長 市長公印

令和 年度相当	令和 年 月 日	賦課地
		問い合わせ番号 12345678
		通知番号
		指定番号
		受給者番号
		税額変更理由

[市民税・県民税領収済通知書]

公 市民税・県民税 領収済通知書

この用紙は直接機械に読ませますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

令和 年度

問い合わせ番号 12345678

加入者名	長崎市	口座番号	01710-9-961727	税額	円
収納機関番号	42201	通知番号		確認番号	納付区分

公 市民税・県民税 納付書

令和 年度

加入者名	長崎市
口座番号	01710-9-961727
税額	円

○ 金額を訂正したものの領収日

市民税・県民税 領収証書

公 長崎市 01710-9-961727

令和 年度

通知番号	
------	--

7 各種様式

異動に関する手続き	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	P. 17
	市民税・県民税特別徴収への切替届出書	P. 18
事業所の所在地や名称等が変更	特別徴収義務者の所在地・名称の変更届出書	P. 19
九州外及び沖縄県のゆうちょ銀行または郵便局を利用される事業所で、従来利用していた店舗以外を利用される場合	ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	P. 20

様式 (P17~19) はコピーしてお使いください。

eTAX を利用して提出することもできます。また、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、「市民税・県民税特別徴収への切替届出書」及び「特別徴収義務者の所在地・名称の変更届出書」については、長崎市役所のホームページよりダウンロードすることができますのでご利用ください。

市税にかかる申請書ダウンロード

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p009367.html>)



給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

第十八号様式（第十条関係）

長崎市長 様 令和 年 月 日提出		所在地 〒	年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
			特別徴収義務者 指定番号						
		フリガナ			宛名番号				
		氏名又は名称			担連 当絡 者先	所属 氏名			
		個人番号 又は法人番号			電話	内線 ()			
		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載							
給与 所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名								
	生年月日	年	月	日					
	個人番号								
	受給者番号								
1月1日 現在の住所			□ 月から □ 月まで	□ 月から □ 月まで	□ 年 □ 月 □ 日	1. 退職・長 2. 転職 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 <small>〔事由・理由〕</small>		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 <small>(本人納付)</small>	
異動後の 住所			円	円	円				

1. 特別徴収継続の場合

新しい 特別徴収義務者 (勤務先)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号					新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属				
	フリガナ				氏 名				
	氏名又は名称			電 話	内線 ()			納入書の要否 <small>(新規の場合のみ記載)</small> <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		月	日	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	

裏面省略

令和 5 年度 市民税・県民税特別徴収への切替届出書

(あて先)		長 崎 市 長		令和 年 月 日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地		担 当 者	指 定 番 号										○ 電子申告 (e-TAX) により提出することもできます。 ○ 用紙はコピーしてご使用ください。	
							名 称			所 属											
							代表者の 職 氏 名			氏 名											
							法人番号			電 話											
下記の納税者から、令和 5 年度 市民税・県民税の未納税額を当事業所で特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があったので、下記のとおり申し出ます。																					
納 税 者	問い合わせ番号																			左記の者について 普通徴収の <input style="width: 30px; height: 30px; border: 2px solid black;" type="text"/> 期分から4期分まで (<input style="width: 50px;" type="text"/> 円) を 当事業所で <input style="width: 30px; height: 30px; border: 2px solid black;" type="text"/> 月分より特別徴収します。 (<input style="width: 30px;" type="text"/> 月 <input style="width: 30px;" type="text"/> 日納入分) (備考)	
	フリガナ																				
	氏 名																				
	生 年 月 日	明 昭		大 平		年		月		日											
	旧 住 所 (1月1日現在の住所)																				
	現 住 所																				
	受 給 者 番 号																				

- **太枠内は、必ずご記入ください。**
- 納期が経過した税額、65歳以上のかたの公的年金等に係る税額は、特別徴収への切り替えができません。納税者本人が納付書で納付してください。
- ※ 問い合わせ番号は、納税者本人あての市民税・県民税税額決定納税通知書または市・県民税 納税通知書兼税額決定・変更通知書または領収済通知書に記載されています。(P.15参照)
- ※ 受給者番号とは、貴事業所で附番される番号です。空欄の場合は受給者番号なしで登録します。

特別徴収(天引き)に切り替えられる普通徴収の期別	提出期限
第1期～第4期	6月末まで
第2期～第4期	8月末まで
第3期～第4期	10月末まで
第4期	1月末まで



8 よくある質問

Q1 納税義務者が退職、休職、転職した場合はどうしたらいいですか？

納税義務者が退職、休職、転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった場合は、「異動届出書」に所定の事項を記入のうえ、速やかに市民税課へ提出してください。「異動届出書」の提出がない場合、納税義務者への納税通知書の送付が遅れたり、事業所に督促状等が送付されることがあります。

Q2 新たに雇用した人を特別徴収へ切り替える場合はどうしたらいいですか？

「市民税・県民税特別徴収への切替届出書」に所定の事項を記入のうえ、速やかに市民税課へ提出してください。納期が過ぎた普通徴収の税額については、特別徴収に切り替えることができません。

Q3 税額変更の通知が来たのですが、変更内容を詳しく教えてほしいのですが？

税額変更の内容については、納税義務者本人以外にお答えすることはできません。変更内容がご不明な場合は、納税義務者本人が直接「決定・変更通知書（納税義務者用）」をお手元にご準備のうえ、市民税課（直通TEL 095-829-1427）までお問い合わせいただくようお願いください。

Q4 従業員から自分で納付したいと言われたのですがどうしたらいいですか？

地方税法第321条の3より、納税義務者の前年中の給与所得に係る市民税・県民税は特別徴収することになっていますので、従業員のかたが徴収方法を任意に選択することはできません。

Q5 パート、アルバイトであっても特別徴収しなければならないのですか？

前年中に給与の支払いを受けたものであり、かつ4月1日に給与の支払いを受けている場合は、特別徴収する必要があります。

Q6 昨年度まで特別徴収していた従業員が今年度は特別徴収になっていないようなのですが？

毎年1月末までに提出いただく給与支払報告書に基づき普通徴収、特別徴収を決定していますので、「決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に掲載されていない場合は、給与支払報告書を普通徴収として提出していることが考えられます。特別徴収への変更は可能ですので、変更する場合は「市民税・県民税特別徴収への切替届出書」を提出してください。

Q 7 市民税・県民税が非課税の従業員も異動届出書の提出が必要ですか？

市民税・県民税が非課税の場合でも「決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に掲載されている場合は「異動届出書」の提出が必要です。

Q 8 納入書に金額が印字されていない場合はどうしたらいいですか？

金額が印字されていない月は納入金額が 0 円の月ですので、納入いただく必要はありません。ただし、税額更正に伴う月割額の変更や従業員の新規雇用により、年の途中から納入金額が発生する可能性がありますので、納入書は保管ください。

Q 9 雇用した人が退職して、外国に出国する場合はどうしたらいいですか？

納税義務者が退職後に出国する場合は、未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。なお、一括徴収できない場合は、納税義務者の代わりに普通徴収の納税通知書を受領・納税するかた（納税管理人）を選任していただくようご説明をお願いします。

なお、親族関係は問いませんので、特別徴収義務者を納税管理人に指定していただくことも可能です。

「納税管理人申告書」は長崎市のホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

アドレス <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p030218.html#kanrinin>



Q 10 特別徴収の税額を誤って、多く納めすぎた場合はどうしたらいいですか？

特別徴収義務者へ還付通知をお送りしますが、異動届出書等の行き違いを防ぐため、納入すべき金額に変更がないことを確認のうえ還付通知をお送りしています。還付通知が届いたら還付手続きをお願いします。なお、滞納がある場合は、その額が充当されますのでご了承ください。

また、お申し出により翌月の納入額で調整可能な場合がありますので、収納課収納係（直通TEL 095-829-1130）へご相談ください。

※連絡の際は指定番号（P. 15 参照）をお伝えください。

Q 11 特別徴収の税額を誤って、少なく納めた場合はどうしたらいいですか？

予備の納入書をご使用のうえ、不足分を納入してください。なお、納期限を過ぎた場合、督促手数料や延滞金が発生することがありますのでご注意ください。

9 納入機関

銀 行	十八親和銀行 長崎銀行 西日本シティ銀行 佐賀銀行 北九州銀行 福岡銀行 三菱UFJ銀行 肥後銀行
金 庫	九州ひぜん信用金庫 たちばな信用金庫 九州労働金庫
信 用 組 合	長崎三菱信用組合 近畿産業信用組合
農 協	長崎西彼農協
漁 協	JFマリンバンク九州信漁連（長崎県内店舗に限定する）
ゆうちょ銀行	沖縄県を除く九州内のゆうちょ銀行・沖縄県を除く九州内の郵便局 ※上記以外のゆうちょ銀行または郵便局で納入する場合において、初めて利用する店舗の場合は、P. 20の「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」を利用するゆうちょ銀行または郵便局に提出してください。（前年までに指定通知書を提出済みの場合、あらためて提出する必要はありません。）
市 役 所	収納課 特別滞納整理室 各地域センター 各地区事務所 各事務所 ※中央地域センター（市役所1階）は納期限内のみの取扱いとなります。

▶(注) ホームページには「ゆうちょ銀行郵便局指定通知書」は掲載していません。
必要な場合には、市民税課（直通番号095（829）1427）へお問い合わせください。



セイボッポ